平成２８年（フ）第１３６３号
さいたま市見沼区春野１丁目６番９―405号
債務者　仁田　茂之
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池上　雅弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６６４号
名古屋市緑区鳴海町字薬師山21番地　アドバンス薬師山４階Ｆ号室、住民票上の住所愛知県大府市神田町６丁目129番地　ＴＯＮＡＭ１ハイツ202号
債務者　原田　寛之
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　寛司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月25日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７７５号
愛知県尾張旭市東大久手町１丁目11番地１、従前の住所名古屋市守山区森孝東２丁目102番地
債務者　柴田美紀こと　柴田　英子(旧姓河合)
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田　裕之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１９５号
京都市右京区花園寺ノ内町２番地39
債務者　沢田　卓彌
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津島　理恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５１号
新潟県上越市大字土橋1071番地５
債務者　吉野　秀明
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樽澤　広和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月24日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
新潟地方裁判所高田支部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１０２３４号
埼玉県川越市南大塚４丁目４－５（サンライフ南大塚Ａ棟103号室）
破産者　関口　信彌
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１９７３号
東京都三鷹市下連雀３－６―51―201、住民票上の住所東京都三鷹市下連雀４丁目１－３―310
破産者　蓑輪　秀貴
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９８８号
東京都小平市小川町２丁目1367―４
破産者　大西　高弘
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４７８６号
東京都葛飾区四つ木２丁目３番５号
破産者　株式会社古山鐵工所
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４９２４号
栃木県那須塩原市東三島５丁目92―１　ツインパルマＡ―203号
破産者　鈴木　一也
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５０７６号
東京都三鷹市大沢２―10―15、商業登記簿上の本店所在地東京都北区中里１丁目９番２号
破産者　株式会社テレメイツ
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５４０６号
東京都墨田区堤通２丁目５－６―504
破産者　宮田　拓也
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５５６４号
千葉県市川市田尻３－６－１、商業登記簿上の本店所在地東京都江戸川区松島３丁目43番13号
破産者　東プラ産業株式会社
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６０１３号
東京都足立区青井６丁目25―23―202
破産者　門井　春樹
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６０４６号
東京都足立区江北３丁目４―13
破産者　高橋　正一
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６０４７号
東京都足立区江北３丁目４―13
破産者　岩崎　圭子（旧姓高橋）
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６０４９号
東京都大島町差木地２番地
破産者　伊豆　浩二
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６３２６号
東京都江戸川区本一色２丁目10―12―207
破産者　千葉　浩幸
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６４１６号
東京都大田区本羽田３丁目17―20―403
破産者　柿木　一弘
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６４４５号
東京都中央区月島４丁目７―10―605
破産者　小坂　直人
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部